

広島県告示第二百四十一号

平成十六年広島県告示第九百十七号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十五日から適用する。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表の福山港の部鋼管地区の款中「JFE成品バース（国内三十三）」を「JFE成品バース（国内二十三）」に改める。